

確認じゃ！2つの給付金。

平成26年4月に実施した
消費税率引上げに伴う
所得の少ない方への影響を緩和します。

平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき3千円

支給対象者

平成28年度分の住民税が非課税の方
(課税者の被扶養者や生活保護の受給者等を除きます)

「高齢者向け給付金」の支給対象者も受給できます。

一億総活躍社会の実現に向け、
賃金引上げの恩恵が及びにくい
所得の少ない年金受給者の方を支援します。

障害・遺族年金 受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき3万円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の
支給対象者のうち、障害基礎年金や
遺族基礎年金等を受給している方

(高齢者向け給付金の受給者を除きます)

- 両方の支給対象者に該当する方は、2つの給付金を受給できます。
- 給付金を受け取るためには、申請が必要です。
- 申請先は、平成28年1月1日時点でお住まいの市町村です。
- 市町村ごとに申請受付期間が異なります。



お問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル：

オー！ み な い い きゅう ふ
0570-037-192

9時～18時(平日のみ。ただし、
8月1日～12月18日は土日祝も開設)

■ IP電話からおかけの場合：03-6627-1290 06-7731-2370 ■ FAXでお問い合わせの場合：06-6645-6278



カクニンジャ 検索



「臨時福祉給付金」や「障害・遺族年金受給者向け給付金」を装う
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

市町村や厚生労働省などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市町村や警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。